

## 第9回大阪市公文書管理委員会

平成28年7月4日（月曜日）

【澤井委員長】 本日は、委員の皆様、お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、上田委員と小西委員が欠席されておられますが、大阪市公文書管理委員会規則第5条第2項の規程により、委員の半数以上がご出席されておりますので、ただ今から第9回大阪市公文書管理委員会を開催します。

議事に入る前に、事務局から本日の案件と配布資料について説明をお願いします。

【岸本行政部長】 おはようございます。

総務局行政部長の岸本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

委員の先生方におかれましては、ご多忙の中、本日は非常に暑くなっておりますが、公文書管理委員会にご出席賜りましてありがとうございます。

また、平素から本市行政にご尽力、ご理解を賜っておりますことを、重ねて御礼申し上げる次第でございます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、着席してご説明させていただきます。

当大阪市公文書管理委員会は、中立・公正な第三者的立場から専門的な意見を述べる諮問機関ということで、歴史公文書等の判定基準の制定または改廃、あるいは異議申し立て、特定歴史公文書等の廃棄及び公文書の管理に関する重要な事項についての調査審議を目的として設置をさせていただいております。

これまでも、歴史的価値のある公文書をより確実に収集・保存・管理し、市民の方々への利用提供を行っていくことができますように、制度運営の充実や、公文書館機能の拡充を図ってまいったところでございます。

利用請求の件数も顕著に増えているという状況でございます。

一方で、収蔵書庫の狭あい化や、保存資料の劣化等の問題も抱えておまして、こうした点を踏まえまして、本日の委員会におきましては、公文書館機能をより充実したものにするとといった観点で、主に特定歴史公文書等の廃棄についてご審議を賜りたいと考えております。

この間、公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定によりまず特定歴史公文書等の廃棄については、第 7 回の当委員会の審議を経まして、その結果 178 冊廃棄決定し、また、第 8 回の当委員会におきまして、廃棄の手続きを行った後の寄贈先、あるいは引き継ぎ先のご報告をさせていただいたところでございます。

これと同時に、公文書館で収蔵している特定歴史公文書等について、大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルールに照らし合わせ、書庫内には主に行政刊行物ですが重複しているものが数多く存在しており、歴史資料として重要でなくなったと考えられる簿冊がまだまだ多く存在しており、公文書館収蔵の特定歴史公文書等の中から、具体的に廃棄の対象とすべき簿冊を私どものほうにて選定してまいりましたので、これらの廃棄の可否につきましてご審議を賜りたいというふうに考えております。

また、この他、報告案件が 2 点ございまして、改正行政不服審査法の施行に伴う公文書管理条例の規程整備、さらには、特定歴史公文書の映画フィルムについて、デジタル化を実施いたしましたので、ご報告させていただきたいと思っております。

本日、事務局で提案、ご報告させていただく案件は以上でございますけれども、それ以外の事項も含めまして委員各位の忌憚のないご意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【江野行政課長】 行政課長の江野でございます。

座ってご説明させていただきます。

本日は、只今行政部長より説明させていただきました案件につきましてご審議いただきたいと思いますと考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは配布資料についてご確認させていただきます。

1 つ目が議事次第、次に、出席者名簿、座席表、次に、左肩にクリップ留めをしたもので、後ほど諮問させていただきます議案に係る資料といたしまして、資料 1 大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について（諮問）。

皆様のお手元にお配りさせていただいておりますのは、諮問の写しでございます。

その他報告案件にかかる資料といたしまして、資料 2、大阪市公文書管

理条例（抄）を配布しております。

審議における参考資料として、参考 1、大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール、参考 2、特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法、参考 3、大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する市長が定める基準、参考 4、特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト 引き続き公文書館において保存するもの、参考 5、大阪市公文書管理委員会規則、参考 6、大阪市公文書管理委員会名簿を配布しております。

書類に不備はございませんでしょうか。

以上でございます。

【澤井委員長】 ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について。

先ほどの説明では、この議題に関して市側から諮問があるとのことでした。

まず、諮問書を受け取りたいと思います。

【岸本行政部長】 それでは、大阪市長にかわりまして、わたくしから諮問文をお渡しさせていただきます。

大阪市公文書管理条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の廃棄」（別紙）について、貴委員会の意見を求めます。

どうぞよろしくお願いします。

【江野行政課長】 只今委員長にお受け取りいただきました諮問書の写しは、お手元にお配りしております資料 1 でございます。

委員の皆様は、どうぞそちらをご参照ください。

【江野行政課長】 それでは、大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄についてご説明させていただきます。

具体的な内容につきましては、資料に沿ってご説明させていただきます。

クリップ綴じをしている資料の、1 ページ目「特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リスト」をご覧ください。

選定の手順を追って、ご説明申し上げます。

資料 1 とあわせまして、参考 1 の「大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルール」と参考 2 の「特定歴史公文書のうち歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法」もあわせてご参照ください。

最初に、当公文書館の調査員の役割をご説明させていただきます。

調査員は、常日頃、市民からの利用請求等の対応や、各所属からの公文書の引継ぎ作業の中で簿冊に触れる機会が非常に高い環境にあります。

そういった日々の業務の中で、市民利用の向上や公文書館の保存文書の管理を行う立場から、既に収蔵している簿冊のうち、参考 1 の運用ルールの枠で囲んでいます「2 歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法」の(1)のア～ウに該当し、歴史資料として重要でなくなったと認められるのではないかと思われる簿冊を抽出いたしました。

抽出した簿冊がお手元の資料 1 でございまして、特定歴史公文書等の廃棄候補簿冊選定用リストでございます。

リストの上から 2 段目には大阪市公文書管理条例第 28 条にかかる運用ルールの 2 の(1)のア、2 の 1 のウの(ウ)と記載しておりますが、こちらは、運用ルールの「2 歴史資料として重要でなくなったと認める文書の決定方法」の(1)のア～ウのいずれに該当すると考えたのかを記したものでございます。

今回、廃棄の是非をご審議いただきたい簿冊として、154 冊挙げておりますが、それらはすべて運用ルールの 2 の(1)のアの「刊行物等を編綴している文書で、行政刊行物として取扱うことを決めた文書」、2 の 1 のウの(ウ)の「国からの通達・他都市に関する資料、参考文献等」に該当するものと考え、廃棄の検討の俎上にあげさせていただいております。

リストには、編集している公文書の内容及び抽出理由の欄がございますが、当該簿冊に編集している公文書の内容と廃棄候補簿冊として抽出した理由を記載しております。

そして、種類の欄、ここは先ほども申し上げました運用ルールで定められている歴史資料として重要ではなくなったと認められるのではないかと思われる項目を記載しております。

ここまでが、参考 2 「特定歴史公文書等のうち歴史資料として重要でな

くなったと認められる文書の決定方法」の「1 候補簿冊の選定方法」の(1)に則した手続きとなります。

なお、参考2の裏面には廃棄候補簿冊の選定から廃棄決定されるまでのフロー図を添付しております。

資料1のリストで、公文書館調査員記入欄から右にうつりますと、公文書館のアーキビストが個々の文書に対する意見、要素、種類を記載しております。

ここからは、参考2の1の(2)アーキビストの意見付与にあたります。

ご承知のとおり、歴史公文書に該当するか否かの判断に際しましては、アーキビストの意見を聴いておりまして、実務上もその判断のために、本市の各部署に対してヒアリングを行うなど、アーキビストは、日々、歴史公文書等の収集に深く関与しております。

そういった収集の際の観点を活かし、当該簿冊の歴史的価値についてもアーキビストからの意見を受けております。

リストのさらに右側には、所属記入欄といたしまして、文書の移管元の所属に意見を聞き、その内容を記載しております。

参考2の1の(3)にあたる手続きでございます。

ここで、資料1の諮問に添付しておりますリストと参考4の違いについてご説明させていただきます。

本委員会におきまして、廃棄についてご審議をいただく対象といたしましては、調査員、アーキビスト、移管元の所属全てが「廃棄が適当」としたもののみと考えております。

従いまして、お手元の資料1の諮問に添付しておりますリストにつきましては、そういった簿冊のみを記載しております。

一方で、参考4の「引き続き公文書館において保存するもの」につきましては、調査員がいったんは廃棄候補簿冊として抽出はしたものの、アーキビストの視点で見れば、引き続き特定歴史公文書等としての保存が望ましいという意見が付いた簿冊を記載しております。

今回の選定作業の中で、アーキビストから保存が望ましいと意見が付されたものは、税制改正資料関係書類でこちらは市税条例をまとめて製本刊行された冊子を編綴・製本しております。決裁や供覧の痕跡はなく、条例の

改廃にかかる決裁文書ではないものの、製本した背表紙には「市税条例改廃経過」とあり、当時、条例の改廃についてその経過を整理・管理していたものと考えられます。

したがって、参考3の大阪市公文書管理条例第7条第1項に規定する市長が定める基準の2 具体的な判断指針の(1)の工、条例または市規則の制定改廃に関するもの、(3)-ア-ア制度の新設又は改廃に関する重要なものに該当することから、特定歴史公文書として保存の上、即時利用を可能とすることが望ましいと考えております。

ただし、供覧等の痕跡もないため、廃棄に関しては再考の余地があると考えたとの意見も付記されております。

また、参考4の3ページ以降は、アーキビストの視点では廃棄が適当であったものの、移管元である所管所属としては廃棄に対しては引き続き業務上利用し、また行政刊行物等ではないとの回答があり、引き続き公文書館で特定歴史公文書としての保存されるものでございます。

したがって、それらの簿冊につきましては、今回の審議にお諮りするものではないのですが、参考としてお示しさせていただきました。

今回、資料1で諮問いたします廃棄候補として挙げました簿冊の内容について、個々の特徴的なところを交えながらご説明させていただきます。

まずは1ページをご欄ください。

リスト左端の番号、まず、項目番号1番の簿冊名称が「神のやしる」につきましては、大阪市内の神社について記載された書籍であり、大阪市が作成・発行したものではないのですが、作成された時期の大阪の様子を知ることができる貴重な資料であると考えことから、行政刊行物等化し公文書館において収蔵することが望ましいと考えております。

2番から5番までは、大阪市が発行した書籍であり、大阪市の特定歴史公文書としての位置づけにはなじまないものだと考えております。

リストの2番と5番の簿冊については、行政刊行物等化し公文書館に収蔵することが望ましいとしておりますものもあれば、3番と4番については、同じ名称の書籍がすでに行政刊行物等として収蔵されており、その傷みを考慮し、補充用として所持してまいり、いずれにしる公文書館において保存してまいりたいと考えております。

2 ページ以降、項目番号 6 番以降はすべて財政局所管の簿冊となっており、ここからは簿冊名称ごとの配架番号順に並んでおります。

項目番号 6 番から 154 番までは、全部で 149 冊ございまして、5 種類の簿冊が存在しますが、すべてに共通する事項がございまして、まず、項目番号 6 番を事例にご説明いたします。

項目番号 6 番以降は、アーキビスト記入欄の意見の中に平成 25 年度の旧永年簿冊歴文判定において、と、記載しておりますが、平成 23 年の公文書管理条例の改正に伴って永年保存が廃止され、もともと永年保存であった簿冊名称の保存期間はすべて 30 年に変更されたことに伴い、公文書館に引き継がれていない、いわゆる所属で保管している簿冊は、歴史公文書に該当するか否かの判定をうける必要がございました。

したがって、所属で保管されている同名称の簿冊については、平成 25 年度に「大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する市長が定める基準」に該当するか否かの歴文判定を受けた経過があるものでございまして、今回、リストに掲載されている特定歴史公文書については、公文書館に引き継がれる前までは、保存期間が永年保存とされており、所属での保管が 30 年を経過した後に、公文書館に引き継がれた簿冊で、同名称の簿冊については歴文判定を受けているものの、いま一度、改めて内容を精査したところ当初の判定には該当しない文書や刊行物等が編集されていることがわかり、今回、廃棄候補としての俎上にあがったという経過でございます。

さて、個々の特徴的なご説明をさせていただきます。

2 ページの項目番号 6 番から 39 番まで、財源拡充関係書類は、全部で 34 冊あり、これらは一般的に販売されている印刷物が編集されており、過去の歴史公文書の判定においても、歴史公文書の対象外と判定されていることから、特定歴史公文書としても行政刊行物等としても保存をする必要性は認められないと考えておりまして、廃棄を進めたいと考えております。

次に、10 ページに移ります。項目番号 40 番から 71 番まで、市税決算関係書類は、全部で 32 冊あります。

これらの簿冊は、国税庁、大阪国税局、東京都、そして大阪府等が発行

した冊子が編集されたもので、市税決算の分析に用いた参考資料であり、市税に関する意思決定過程の重要な経緯を示すものではなく、また、過去の歴史公文書の判定においても、歴史公文書の対象外と判定されていることから、特定歴史公文書としても行政刊行物等としても保存をする必要性は認められないと考えておりまして、廃棄を進めたいと考えております。

次に、16 ページに移ります。項目番号 72 番から 137 番まで、税制改正資料関係書類は、全部で 66 冊あります。

これらの簿冊は、廃棄が適当と考える簿冊が 21 冊と、廃棄の後行政刊行物として公文書館に収蔵することが適当と考える簿冊が 45 冊ございまして、この違いは、廃棄を進めたいと考えるものは、国の機関が発行したものであり、行政刊行物等化が適当と考えております簿冊は「大阪市税務統計」や「大阪市税月報」など、移管元である財政局が発行し大阪市に関する内容が多く記載された刊行物等が綴られており、一旦は廃棄の手続きは踏むものの、行政刊行物等化とし公文書館に収蔵することを考えております。

次に 34 ページに移ります。

項目番号 138 番から 144 番まで、地方税関係法令改廃関係書類は、全部で 7 冊あり、地方税法の一部を改正する法律に関する資料が綴られており、国の機関が作成した資料あるいは有償刊行物等が編集されていることから、特定歴史公文書としても行政刊行物等としても保存をする必要性は認められないと考えておりまして、廃棄を進めたいと考えております。

では 36 ページに移ります。

項目番号 145 番から 154 番まで土地評価関係書類が 10 冊あります。

簿冊名称で、歴史公文書の判定を受けておるものの、内容を確認しましたところ、固定資産税に関する財政局作成の冊子や内部研修用資料が綴られており、行政刊行物として公文書館に収蔵することが望ましいと考えております。

ご参考までに廃棄後のことを申し上げますと、移管元の財政局からは、仮に、このご審議の結果で廃棄という決定に至った場合は、財政局で参考資料として保存したいとの申し出を受けております。

なお、廃棄を考えております当該資料が、全国的にどういった保管や利

用のされ方をしているのかを参考までに事務局で調査いたしました。

大阪市では、現在、特定歴史公文書として収蔵しておりますが、国立国会図書館や、公共図書館、大学の図書館に所蔵され一般に閲覧されていることも多いと判明いたしました。

そういったことも考慮しつつ、廃棄手続きの後は、大阪市中央図書館をはじめ、公共図書館等への寄贈も考えております。

今回、廃棄の候補とさせていただいた簿冊の、選定の流れと内容についてのご説明は以上でございます。

なお、第8回公文書管理委員会において、417冊の簿冊が次回審議予定ということでご報告しておりましたが、公文書館において、調査員が簿冊を精査する段階で火災現場写真のネガフィルムを含む273冊は、詳しい調査を要することから今回のご審議から除外させていただいております。

続きまして、これからご審議いただき、とりまとめいただく結果の記載についてご説明申し上げます。

リストの右端が、今回の委員会でご審議いただいた結果を記載する欄となっております。

ご審議の結果につきましては、廃棄、廃棄（刊行物等化）ひき続き特定歴史公文書として保存となるものか等を、記載させていただくこととしております。

具体的に申し上げますと、廃棄とは、簿冊を廃棄することを指します。廃棄されるものの中には図書館等に寄贈するものも含まれます。

廃棄（刊行物化）とは、公文書としては廃棄という位置づけにはなりますが、さきほど申し上げた「廃棄」とは異なり、特定歴史公文書等から行政刊行物等に取り扱いを変更する手続きを行い、引き続き公文書館において収蔵するという点で大きく異なります。公文書館

には残り、市民の利便性の向上を図る効果があります。

保存とは、現行のままで、特定歴史公文書等として公文書館で保存します。

また、ご審議いただいた結果、市側からご提示申し上げた案とは異なり「保存が適当」となったものにつきましては、その理由でありますとか、ご提示案どおり「廃棄が適当」となったものでも、何か付帯のご意見など

を頂戴いたしました場合には、その内容も記載させていただこうと存じております。

なお、ご議論いただくにあたりましては、廃棄は簿冊単位で行うこととなりますが、今回、例えば、発行年次は異なるものの、内容的には同じというものもございます。

同じ名称・同じ内容の簿冊については、一括してご審議いただくこともできると存じます。

また、簿冊を実際に手に取って見ていただくために、(あちらに)準備しております。当委員会の場で全てをご覧いただくのは困難かと思いますが、ご審議上の必要に応じまして、どうぞご覧ください。

あちらに準備していないものでございまして、この場での実見をご希望されるものがございましたら、すぐにご用意させていただきたいと考えております。

以上、大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄についてご説明申し上げました。

何卒よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【澤井委員長】 ありがとうございます。詳細にご説明いただきました。

ただいまの、大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項の規定による特定歴史公文書等の廃棄について。につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

【安竹委員】 最初の 1 番から 5 番については、前回も拝見したような記憶があるのですが、特に印象に残っているのが 1 番の「神のやしろ」は、以前にも見たような記憶があるのですが、前は参考資料として拝見したのでしょうか。

【事務局】 前回の公文書管理委員会において、委員にご覧いただいておりますが、次回の諮問する予定のものとしてご覧いただいております。

【玉田委員】 1 番の神のやしろについてですが、大阪国学院というところが出版していますが、行政刊行物としての位置づけで保存するということが良いのでしょうか。

行政刊行物としての位置づけがわかりにくいのですが。

【事務局】 行政刊行物については、一つは、本市の機関が広く市民の方に周知することを目的として作成したものなどありますが、民間文書の寄贈ですとか、公文書館で保存しておくということでお預かりさせていただいているものも含まれておりまして、今般の「神のやしる」については、確かに大阪市が発刊したものではないのですが、貴重な資料でもありますので、収蔵してまいりたいと考えております。

【玉田委員】 いただいたものなど、色々あるけれども、重要性を鑑み、公文書館で保存するためには行政刊行物として取り扱うしかないということですね。

【事務局】 はい

【高畑行政課長代理】 さきほどの補足です。廃棄ということになりますと、処分するということになるんですが、実際には廃棄とされたものについても、図書館等の寄贈先を探すものと、あるいは、行政刊行物等化にして公文書館に残しておくというものがあります。

神のやしるについては、刊行物として残し、公文書館に保存していくということにしております。

【澤井委員長】 他にどうでしょうか。

さきほどご説明いただきましたように、廃棄ができるかということですが。

【安竹委員】 前回、廃棄という決定をして、具体的にはかつての所属に引き取ってもらったという経緯があると思いますが、今回、その続きというのはあるのでしょうか。

それとも前回の続きというのではなく、新たに検討をするというものでしょうか。

【高畑行政課長代理】 財政局所管の簿冊は 149 冊あり、うち 42 冊は事前に財政局で引き取りたいという申し出を聞いております。

財政関係の簿冊については、その中に編集されている雑誌については、国立国会図書館や公共図書館での収蔵状況等を検索しておりますので、そのあたりも踏まえた上で確認しております。

【安竹委員】 前回と同様の簿冊であれば、その判断と同じようにできるのですが、新しく審議が始まるという簿冊というのはあるのでしょうか。

【事務局】 すみません。同じ簿冊名称であったものについては、第7回公文書管理員会で諮問させていただいているのですが、ほとんどは、前回、諮問させていただいたものと別のものです。

ただし、ぎょうせいという会社が発行している地方財政という雑誌が、簿冊の中を見ると前回の続きのようなものが入っているかもしれませんが、簿冊の名称としては違ったものと考えております。

【今中次席】 前回のもので、簿冊名称の副題に「刊行物」と局が入れてきています。

そういったものは行政刊行物だろうということで、第7回に諮問させていただきました。

今回は、そういった類のものをもう一度確認しまして、同じ内容のものもあり、ご覧いただいたらわかるんですが、製本されていて、一般的な簿冊のように決裁文書が綴られているような簿冊とは形態が違っていると、一目瞭然でわかるというものを、廃棄候補簿冊として検討の俎上にあげさせていただきました。

【金井委員】 たくさんの数を出していただきましたので、頭の中の整理をしたいのですが。

一方では、グループ分けができているとおっしゃったと思います。

さきほどご説明のなかで、何番から何番まではということでご説明いただきましたが、グループ分けの一覧表というか、一番の「神のやしろ」は単体ですが、それ以降をグループ分けしたいので、ホワイトボードに記載していただいけませんか。

リストと簿冊の対応が不明では、何をどうやって見に行けば良いのか皆目わからない。

これがどれにあたりますという対応関係もわかるようにしてください。

少なくともどのグループがここにあるのかは、わかるようにしてください。

見ただけでわからないので、一目瞭然にさせていただいたら、処理がしやすいんですが。

でも、さっきおっしゃったから、神のやしろ以降、江野課長もういちどご説明してもらえませんか。

【江野課長】 2 から 5 番までがひとつのグループです。

6 番から以降のなかで 39 番まで、財源拡充関係書類、10 ページの 40 番から 71 番まで、市税決算関係書類、16 ページの 72 番から 137 番まで、税制改正資料関係書類、34 ページの 138 番から 144 番まで、地方税関係法令改廃関係、36 ページの 145 番から 154 番まで、土地評価関係書類以上です。

【金井委員】 2 番目のグループからそれ以降について、トータルで考えたら良いのでしょうか。

【高畑行政課長代理】 只今、ご用意しておりますので、お待ちください

【澤村委員】 確認ですが、書き込みや、決裁文書等、そういったもの入ってないですね。

【今中次席調査員】 はい。ございません。

【高畑行政課長代理】 いまお配りしておりますのが、全 154 冊のグループ分けをしたものです。

右端に記載させていただいているものは、公共図書館での収蔵状況です。

【安竹委員】 2 番と 5 番の簿冊についてお伺いしたいのですが。

2 番と 5 番は同じ理由かと思いますが、行政刊行物等として、閲覧用、保存用の 2 冊をすでに保存しているのですね。

結構、使用される頻度が高そうなので、公文書館で補充用として保持したいが、しかし、扱いは行政刊行物等ということですので、閲覧申請等があれば閲覧に供するということになるのですが、そうすると、簿冊の傷みが生じる可能性があるのではないかと思います。閲覧用、保存用とではどう違うのでしょうか。

また、俎上に上がっている簿冊を行政刊行物等化した場合には、閲覧用、保存用のいずれになるのかをお伺いしたい。

【今中次席調査員】 行政刊行物については、基本的には 2 部を収集しております。

1 部を保存用、もう 1 部を閲覧用としておりまして、2 部を公文書館の配架番号登録をし、保存用と閲覧用という場所に分けながら保存しております。

基本的には、検索をかけますと両方出てきますので、閲覧申請があった場合は、閲覧用を先に見てもらおうということにしております。

実際、1冊しかないものは、それを閲覧用に使っていただくということになりますが、委員のおっしゃるように、ずっと閲覧されていくと、どんどん悪くなるというところはあるのですが、あまり同じものを何度も見てもらおうということは経験上ございません。

現在、収集しておりますものは、2冊収集し、閲覧用は閲覧室の所属ごとに配架しております。新しいものについては、何年か連続して発行されているものについては、5年分くらい置いておいて、6年目がきたら書庫へ保存する。という流れです。

今回、俎上にあげさせていただいた簿冊は、3冊目という解釈で、補充用として保存するということを考えております。

【安竹委員】 閲覧用が傷んでも、閲覧に供せなくなったら押し出されるということですか。

【今中次席調査員】 そうです。

【金井委員】 図書館の話かもわからないのですが、閲覧に供するものとは、どういったものですか。

ボロボロになるということはあるのでしょうか。

【今中次席調査員】 図書館に比べると利用頻度は低いので、傷んで見てもらえないというものはありません。

【金井委員】 傷みのあるものも、コピーをとることはできるのでしょうか。

【今中次席調査員】 傷ませないためにも、公文書館の職員がコピーを行います。

【澤井委員長】 他にいかがでしょうか。

【遠藤館長】 補足させていただいてよろしいでしょうか。

安竹委員から閲覧用と保存用があり、閲覧用が傷んだら保存用が出てくるということになるんでしょうけども、さきほどご説明もさせていただいたように、閲覧用でもそれほど状態が悪くなることはないです。

また、後ほど映画フィルムもあるかと思いますが、劣化が進行していけ

ば、複製を作成するなど検討していかないといけないと思っており、一方で、利用もしながら保存もしていくということを考えていかないといけないと思っています。

【玉田委員】 そうしたら、補充用として3冊目を保存するという事になれば、保存場所の問題から置いておきすぎるということになりませんか。

何というか、書庫の置く場所がなく大変だと言っているなかで、補充用を置いておくことと保存しすぎということにはなりませんか。

【遠藤公文書館長】 一方で、そういった議論もあるかと思います。

今はまだ、行政刊行物等を置く場所は残っておりますが、配架番号をつけない形での保存になり、所蔵としては2冊ということになりますが、一応、念の為にという保存の仕方になると思います。

【澤村委員】 国立国会図書館サーチ等の覧なんですけど、公共図書館とはどこのことでしょうか。

あと斜線は何の意味なのでしょう。

斜線を弾かれているものはなんなのでしょう。

【事務局】 恐れ入ります。事務用の資料をお配りしたもので、記載が非常に乱雑になっております。申し訳ありません。

まず、市立図書館と府立図書館については、明確に記載させていただき、公共図書館については、他府県や他都市の図書館という趣旨で記載しております。

最後の斜線は「なし」という意味です。

【澤井委員長】 今はまだ不十分ですが、全国の公共図書館の所蔵が電子検索できるようになっているんですね。

【安竹委員】 サーチ等のところで、「なし」という表示がありますが、「なし」というのはどういう意味でしょうか。

【事務局】 表の左端に項目番号がありますが、こちらは資料1のリストの項目番号と平行でして、例えば、項目番号42番については、この検索では所蔵がどこにもないというものです。

項目番号40番から71番までの市税決算関係書類のうち、43番の簿冊については、検索で該当するものがありました。

かっこの中の表記はリストに対応する番号の簿冊を、検索した結果、該当がなかったということになります。

【安竹委員】　　少しオーバーかもしれませんが、廃棄してしまったら無くなってしまいかもしれないという可能性があると言えるということですか。

【事務局】　　国立国会図書館で欠番になっているものが、これらの簿冊に存在すると思われるものもあり、その場合は、国立に寄贈することもできるのかと思います。

【安竹委員】　　いわゆる検索の上では、公文書館にだけあるということになるのでしょうか。

【事務局】　　はい

【安竹委員】　　そうしますと、欠番になっているもの、今公文書館にしかないというものの扱いですが、ご説明では廃棄となっても、移管元の所属のところに戻すということになるのでしょうか。

40～71 を例に挙げますと、市税決算関係書類でしたら、市税に係する局へ引き取ってもらうということですか

【事務局】　　今回廃棄候補となっている簿冊のすべてを、移管元の所属から引き継ぎますと申し出を受けているのではなく、このうちの、今後参考にすると予想されるものだけをお返しく下さいとの申し出があります。

それ以外については、今は行き場がないような状態ですが、廃棄になった場合でも、この世からなくすということの無いように、引き継ぎ先等を探しつつ残すようには考えております。

【安竹委員】　　そうしますと、関係局が必要としているものをまずチョイスするという手順になるのですか

【事務局】　　今回、廃棄候補として諮問させていただく際に、所属の意見を聞かせていただいておりますので、移管元の所属はどれが廃棄候補として挙がっているかということは認識しておる状況になります。

そこで、いくつかの簿冊については、廃棄となった後に参考として移管元の所属に返してもらえないかというお願いを事前に聞いておるという状況です。

【高畑行政課長代理】　　資料1の72から137番のうち84～86番などが

例ですが、移管元である財政局からの引き取りの申し出があったというものです。

【金井委員】 希望されているのはどこを見ればわかりますか。

【高畑行政課長代理】 本日のご審議いただく資料には記載されておりません。

所属に廃棄にかかる意見を求めた過程でその際にお願いをされたという経緯で聞いているだけです。

【金井委員】 42冊ですね。

全体の154冊のうち42冊ということですね。

【高畑行政課長代理】 現時点ではそう聞いています。

【金井委員】 グループ分けすると、市税決算関係と税制関係の中から必要というものはありますか。

【高畑行政課長代理】 税制改正資料に含まれるものもあります。

【玉田委員】 よろしいですか。

引き取りで、必要なものしか引き取りたくないということになると、我々は中身をしっかりと見たわけではないので、わからないのですが、まとまってあるから価値があるという例えば、年度やグループでとかでまとまっているほうが良いというような、バラバラに引き取られてしまって、資料的価値みたいなものが下がってしまうことはないのでしょうか。

引き取られてしまった後は、閲覧等の対象とはならないので、もう良いのかもしれませんが。

【事務局】 確かにおっしゃるとおりで、散逸してしまうということは、ずっと並んでいるようなものが欠番になるということですので、せっかく揃っているものの価値を下げるということになると思います。

【金井委員】 移管元の所属が引き取ると言っているのは、今回廃棄処理をしてしまったら全部でなく一部にしかすぎず、引き取り手の無いものはどうするのでしょうか。

【高畑行政課長代理】 この間、当委員会でご議論いただいた経緯もありますので、廃棄いわゆる処分ということではなく、図書館等での引き取りを探すということになります。

【金井委員】 6番から39番の財源拡充関係書類ですが、国立国会図

書館、公共図書館にもあるようですが、出版元の会社で保管しているということはないのでしょうか。

【事務局】 第7回公文書管理委員会の際に出版社にも確認をしたところ、あまりに古いものについては所有していませんということでした。

ただし、一冊だけは、保存しており、それは、貸出等は行っておらず、会社で保存をしている状況ですというものと聞いております。

【金井委員】 公文書館で不要となったので、新たに保存をしてくれるということにはならないのでしょうか。

【事務局】 そこまでは確認できてはいないのですが。

【澤井委員長】 出版社もスペースがないので普通はないと思います。

【金井委員】 あともうひとつ、市税決算関係書類の中に、例えば 11 ページの 49 番は東京都のものが混じっているんですね。

これは、東京ですね。

次のページも 53 番も東京都のものが残っているんですね。

57 番など、いくつか東京都ではどうするのかだとか、東京都にはあるのかだとかはお調べになるのでしょうか。

【事務局】 そこについても、まだ確認できておりません。

【高畑行政課長代理】 審議の後、一旦、廃棄ということになった場合は、東京都のものはどうなっているのか等を確認することにはなると思います。

【澤井委員長】 他に、ご意見はないのでしょうか

【安竹委員】 意見をよろしいでしょうか。

やはり、図書館等に「なし」となっているものを、廃棄して、ほしいものだけを抽出してしまったりバラバラになってしまう可能性が否めないの、それを、まとまってここでもっておくのが必要なのか、若しくは全国のどこかにワンセットあれば良いのか、例えば国立国会図書館には欠番となっているけれども、欠番のものは必要ありませんか？など、確認をしておいていただけたら良いです。

順番は、どちらかは難しいのですが、大阪が持つておく方が良いのか、あるいは、国立国会図書館で揃っておくべきなのか、廃棄をすることによって、場合によっては揃わなくなるという可能性は、極力避けたほうが良

いのではないかと思います。

【岸本行政部長】 一般的にこういった刊行物を保存する責任というのはどこにあるってということなんでしょうね。

国税に関するものは、今、たまたま大阪市にあるかもしれませんが、本来は、発行元である国が、しっかり全部そろえる努力をして管理してもらうというのが本来あるべき姿なのかなという気もいたします。

さきほどの東京都のものでもそうですが、本来は、東京都が揃えて保管しておくべきというような考え方になるんでしょうかね。

【安竹委員】

国立国会図書館サーチにないものは、やはり大阪関係のものが欠番になっているものが多いのでしょうかね。

公共図書館、国立国会図書館で持っていないものであれば、それを大阪市がどう保管していくのか、大阪市が責任をもって保管していくのか、あるいは国立国会図書館にいけば少なくとも閲覧できるという形にしておくのかですね。

【澤井委員長】 現実的には、国立国会図書館がすべての地方自治体の刊行物も持つというのは不可能だと思われるんですね。

国会図書館は国がパブリッシュしたものを優先すると考えられますね。

【澤井委員長】 ご存知だと思いますが、国立国会図書館も公共スペースも満杯に近いんですね。

それで関西館もあるんですが、第一館もいずれは満杯になります。

他に数百万収蔵分の土地を確保している状態ですが。

物が確実に増える、それを収納していくということは大変なことだと思います。

【玉田委員】 財政局が、例えば必要なものだけ引き継ぎたいということのようなんですが、内容を見て、これは財政局で引き取ってほしいというような事は言えないのでしょうか。

【高畑行政課長代理】 おっしゃるとおり、部分的に欲しい、欲しくないということになっているんですが、今回のご議論も踏まえて局へ確認してみます。

【金井委員】 最後のグループで、項番 145 からの土地評価関係書類に

については、これは財政局も特に必要とも言っていないのでしょうか。

【遠藤公文書館長】　　これば、行政刊行物等化ということで、引き続き公文書館で収蔵するということになります。

【澤井委員長】　　さて、もし、ご意見等がなければ前に進みたいと思いますがよろしいでしょうか。

今、いろいろとご意見を伺ったんですけれども、大きくはふたつ。

ひとつは、シリーズになっているものを、分散させて別々に保存してしまうことの是非、もう一つは、日本でこれしかない可能性があるものもあると、そのものについて物理的に廃棄してしまうのはどうか。

廃棄イコール物理的に捨ててしまうということではなくて、公共図書館等へ寄贈に働きかけていただくということなんですけれども、それを踏まえたいうで、どうするかというご意見があったかと思えます。

今、活発なご意見もあったと思えますので、の二つの点を尊重して、具体的な答申内容を考えるということになると思えます。

事務局としてはいかがでしょうか

【高畑行政課長代理】　　今、委員長のまとめていただいた内容も踏まえて、事務局として整理させていただいて、後日、委員のみなさまにお諮りいただく形でお願いしたいと思います。

【澤井委員長】　　今、お聞きいただいたように後日、事務局から提案いただいたものを委員のみなさまが確認していただいて、最終的に私が確認をして答申させていただくということによろしいでしょうか。

【澤井委員長】　　それでは、次に、「大阪市公文書管理条例の一部改正」について、事務局から報告をお願いします。

【江野行政課長】　　それでは、わたくしからご報告案件ということで1点ご説明させていただきたいと思えます。

お手元の資料2をご覧ください。

こちらは、事前に事務的にご案内しております公文書管理条例を改正でございまして、そちらのご報告をさせていただきたいと思えます。

具体的には、改正行政不服審査法の施行に伴いまして、大阪市公文書管理委員会に諮問された審査請求に関して、委員会に提出された意見書又は資料の写しを提出した者以外の当事者に送付することとし、それに伴う規

定整備を行ったものでございます。

条例の施行日につきましては、平成 28 年 4 月 1 日でございます。

ご報告につきましては以上でございます。

【澤井委員長】 ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

(「なし」の声あり)

【澤井委員長】 それでは、次に、特定歴史公文書の映画フィルムのデジタル化について、事務局から報告をお願いします。

【江野行政課長】 それでは、わたくしからもう 1 点、特定歴史公文書として公文書館に映画フィルムが収蔵されておりますが、昨年度、試験的にデジタル化に取り組みいたしましたので、その結果をご報告させていただきます。

公文書館に収蔵しております、映画フィルムですが、いずれも強い酢酸臭を出すなどの経年劣化が著しく、フィルムとしてのコンディションは、あまり良いという状態ではございません。昨年度、緊急かつ試験的に一部の映画フィルムをデジタル化する取組をし、2本の 35 mmフィルムと1本の 16 mmフィルムについてデジタル化いたしました。

結果を申しますと、35 mmフィルムについては、劣化が著しく、表面の映像の部分がところどころ溶けているような状態で、フィルムの始まりから終盤にいくにつれ、酷くなっており、本来記録されている映像が一部消失している状態でした。

一度、劣化がはじまったものは止めることができず、劣化の進行を少しでも遅くする対策が有効となりますが、まだデジタル化されていない映画フィルムにつきましても、今年度デジタル化を進める予定であります。

ご報告につきましては以上でございます。

【澤井委員長】 事務局から用意された議題・報告事項は以上ですが、せっかくの機会ですので、委員の皆様から、なにかございましたら、ご発言ください。

【安竹委員】 さきほど、デジタル化の報告がありましたが、是非とも残りのフィルムについても一刻も早くデジタル化を実施していただきたい。

できればその後の、利用方法、デジタル化した画像の利用方法、市民が利用できるようにも考えていただきたい。

【澤井委員長】 ご意見は以上のようにございます。

【今中次席調査員】 公文書館次席調査員の今中でございます。

年報につきまして、昨年の実績をご説明します。

まず、特定歴史公文書の利用状況ということでして、ア、平成 27 年度の利用者状況。

2,901 名の来館と 7,604 冊の利用点数となっております。

イが公文書館開館以来の利用点数です。

ウが、平成 23 年度以降の特定歴史公文書等の利用請求数です。

利用請求点数ということで、平成 27 年度は 109 名、平成 26 年度は 102 名です。

再利用を含みますと、年間 50 名くらいがお越し下さっております。

エが、平成 27 年度の主な特定歴史公文書の利用請求簿冊についてです。渉外事業関係書類はほぼ毎年利用請求があるといった簿冊であり、その内容は、米軍の戦終の時代のものが含まれております。

次に公文書館の収蔵状況についてです。

アが年代別、イが所属別で、現在は合計 14 万冊あまり収蔵がございました。

なお、昨年の平成 27 年度の受け入れ簿冊は 2,767 冊です。次に、ウ行政刊行物の収蔵状況でございます。

平成 27 年度の収集は、266 点です。

基本的に保存用と閲覧用の 2 冊で 1 点と数えております。

続きまして展示事業についてご説明します。

公文書館、秋の展示を平成 27 年 11 月 1 日から 8 日間で開催いたしました。

その週の日曜日は、区民祭りが実施されており、スタンプラリーに含まれておりますので、来館していただく数が多くなっております。

昨年は、戦後 70 周年事業といたしまして、「公文書に見る戦時化の大阪市制」をテーマにいたしました。

今年度につきましては、同じく 11 月 1 日から 8 日の日程で、テーマと

して考えておりますので、政令指定都市 60 周年の節目ということもあり、都市制度や都市機能等について考えております。

平成27年度の事業につきまして、イに平成27年度の主な来館者でございます。

関係法規と最後歴史公文書の流れは割愛させていただきます。

以上公文書館の年報のご説明でした。

【安竹委員】 すみません。

平成27年度の特定期歴史公文書等利用請求点数は553点、収蔵文書の利用点数は7,604名でそのうち展示等をご覧になられたのが、1,530名が来られています。

では、残りの方々はいったいどんな利用をしているのでしょうか。

【今中次席調査員】 一般の公文書館の利用もございます。

例えば、展示をご覧になられて、さらに行政刊行物をご覧いただき、もしコピーが必要であれば、利用請求していただくというケースもあります。

その他、大きいのは、公文書を業務上利用しているという職員が来館します。

事前にメール等で閲覧、借用の申請を行わせ、業務上利用をさせています。だいたい80%くらいが業務上の利用になっております。

当館の特色のひとつなんです、約8割は業務上の利用ということになります。

【金井委員】 平成26年度は利用数が多いのですが、何かあったのでしょうか。

【今中次席調査員】 研究等で利用点数が多くなるケースが考えられます。

大学院生などが卒論等や修士論文等でその材料のために必要で、請求される場合があります。

公文書館では、レファレンスも行っておりまして、請求者からのお話しをお伺いすると、そこまでたくさんの簿冊は必要ではないということもあつたりもしたのですが、現在はオンラインで申請できるようにしておりますので、電話での連絡も試みたりもするのですが、なかなかお忙しくて、レファレンスの機会を失うことが多く、結果的に利用点数が増えていると

いうことも考えられます。

【遠藤公文書館長】 研究される場合求める資料が多いと思います。我々もレファレンスはやってはいますが、簿冊単位で管理しているので、どの簿冊に何が記載されているかまでは熟知しておりませんので、広げた形で請求していただいて、必要な簿冊を絞っていくという方法があるかと思えます。

【安竹委員】 さきほど、約8割以上が業務上利用ということでしたが、一般市民が利用しているのと業務上利用とはどう違うのでしょうか

【今中次席調査員】 請求用紙も違うのですが、借用という方法ができるようになっております。

【遠藤公文書館長】 公文書管理条例で、作成元が利用する場合は、利用の制限をしなくて良いという特例が定められておりますので、個人情報等を含めて、作成したところは全部見られるということになっています。

【安竹委員】 話を戻して恐縮ですが、廃棄簿冊の件についても、移管元としては、本来、公文書館に来ればストックされていて、比較的簡単に簡便な手続きで閲覧することができるんだけれども、もし廃棄するんだったら、自己の所属で引き取るというニュアンスがあるんですかね。

ここにすれば閲覧できる、全部あるということが、今後、場合によっては廃棄ということになってなくなってしまうのであれば、これまで預けておいたものを今後なくなってしまうということになるので、必要なものだけを選んで返してもらいましょうと、いうニュアンスも含んでいるのかなと想像したのですが。

【今中次席調査員】 書庫にとって、どこが持つかということになるんですが、公文書館にあったら間違いなく保存してもらえるかなという移管元の意識のようなものはあるかと思えます。

また、簿冊の価値というところでいえば、若干語弊がありますが、歴史文という概念がなく、公文書館は、保管書庫がわりみたいな意識をもたれているようなところはあったかなと思えます。

【安竹委員】 逆に、それが大阪市公文書館の特色になっているんですね

【今中次席調査員】 30年以上たつと必然的に公文書館に引き継がれてきており、保存年限を永年にしておくと公文書館に引き継がれていたとい

う前提がございましたので、あまり価値というところを検証しないで、決めた保存期間が永年だから、公文書館へ来ていたということもあったんじゃないかと思います。

【澤井委員長】 よろしいでしょうか

【澤村委員】 所蔵状況があるが現時点で公文書館の書庫にどのくらい空があるのででしょうか。

【今中次席調査員】 3階は特定歴史公文書のみ収蔵されていますが、あと5、6年でいっぱいになると思います。

2階は行政刊行物を収蔵しており、ひとつが大きなボリュームを持つものではないので、比較的余裕があります。

地下1階は、公文書が入っております。

西区の災害発生時における被害予想の観点から、そこに置くのはよくないと考えております。

全体的に見ると65%くらい使用しています。

あと35%くらいは余裕があるということになります。

【澤村委員】 特定歴史公文書の書庫の空きというのは、3階だけであと5年くらいなんですね。

行政刊行物の書庫はまだあるんですね。

【今中次席調査員】 今も3階の効率をよくしようと考えておりまして、棚がB版のものなので、途中からA版になっていますので、棚数が減っている状況ですが、書庫の効率も良くしていこうと考えております。

【澤村委員】 保存場所の問題もありますね。

【澤井委員長】 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【江野課長】 本日は、長時間に亘り熱心なご審議有難うございました。

なお、次回開催につきましては、引き続き廃棄をご審議いただきたいと考えており、事務局の整理が整い次第、改めましてご連絡申し上げます。

以上でございます。

有難うございました。

【澤井委員長】 それでは、これで第9回大阪市公文書管理委員会を閉会します。

お疲れ様でした。